

条件付き一般競争入札（事前審査型）公告

平成31年3月4日

宇佐市長 是 永 修 治

南部学校給食センター給食配送等業務委託について、条件付き一般競争入札（事前審査型）を執行するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

記

第1 条件付き一般競争入札に付する事項

- 1 委託業務名 平成31年度 南部学校給食センター給食配送等業務委託
- 2 履行場所 宇佐市立南部学校給食センター
大分県宇佐市安心院町矢畑444番地
- 3 委託業務内容 別紙「配送等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- 4 履行期間 平成31年4月5日から平成32年3月29日
- 5 予定価格 非公表
- 6 最低制限価格 設定なし
- 7 入札方法 条件付き一般競争入札
- 8 入札保証金 免除
- 9 契約保証金 契約金額の100分の10以上（契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、または、宇佐市契約事務規則第7条第1項第4号に該当する場合は免除。）

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 給食配送業務が可能で、かつ特定労働者派遣事業の届出をしている者。
- 3 宇佐市内に本店または支店等がある者。
- 4 下記の資格を有する職員を配置できること。
 - (1) 中型免許以上の免許証取得者
 - (2) 毎月2回の検便を実施できる者
 - (3) 年1回衛生講習会を受講できる者
 - (4) 常時6名以上の人員確保ができること
- 5 入札公告から開札日までの間に、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成17年宇佐市告示第106号）及び宇佐市物品等供給契約に係る指名停止措置要領（平成25年宇佐市告示第55号。以下「宇佐市指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- 6 開札予定日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- 7 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。
- 8 この入札に参加する複数の者の関係が、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。
- （ア） 資本関係
- 次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- a 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- （イ） 人的関係
- 次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- （ウ） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 9 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
- （ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （イ） 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （ウ） 暴力団員が役員となっている事業者
- （エ） 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- （オ） 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- （カ） 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- （キ） 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- （ク） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

宇佐市役所 教育委員会
学校給食課 南部学校給食センター（担当：岩男）
〒872-0841 宇佐市安心院町矢畑444番地
電話番号 0978-34-2662
FAX番号 0978-34-2663
（電子メール）2kyuusyoku04@city.usa.oita.jp

第4 契約条件を示す場所及び期間

期間中、宇佐市ホームページに掲載する。希望する場合は、下記の場所で閲覧できる。

- 1 場 所 上記第3に同じ
宇佐市ホームページ : <http://www.city.usa.oita.jp/>
(申請等の様式のダウンロード可)
- 2 期 間 平成31年 3月 4日(月)から 3月15日(金)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

第5 仕様書等の閲覧

期間中、宇佐市ホームページに掲載する。希望する場合は、下記の場所で閲覧できる。

- 1 場 所 上記第3に同じ
宇佐市ホームページ : <http://www.city.usa.oita.jp/>
- 2 期 間 平成31年 3月 4日(月)から 3月19日(火)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

第6 仕様書等に対する質問及び回答

質問書(様式第4号)によりEメールで第3に記載するアドレスに送ること。メールの件名に【南部学校給食センター質問書(会社名)】と付して送付し、電子メール送信後、南部学校給食センターに電話連絡を行い、到着の有無を確認すること。

- 1 提 出 先 上記第3に同じ
- 2 質問期間 平成31年 3月 4日(月)から 3月 8日(金)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 3 回答期限 平成31年 3月14日(木)午後5時まで
- 4 回答方法 宇佐市ホームページに掲載する。
- 5 注意事項 質問を正確に把握するため、電話での受付はしない。

第7 参加資格証明申請書及び入札参加資格を確認する資料

この入札に参加しようとする者は、提出期限までに申請書等を提出しなければならない。

- 1 提出場所 上記第3に同じ
- 2 提出期限 平成31年 3月12日(火)午後5時まで
- 3 提出書類 (1) 条件付き一般競争入札参加資格証明申請書(様式第1号)
(2) 特定労働者派遣事業届出書の写し
(3) 市税の滞納のない証明書及び登記事項証明書(写し可)
(4) 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書
- 4 提出方法 持参

第8 入札参加資格の審査結果通知

審査結果については、申請者に対して平成31年 3月18日(月)までに、書面にて通知する。また、併せて入札参加資格証明書申請書に記されたEメールアドレスにも電子メールにて通知を行う。

第9 入札参加資格が認められない申請者に対する説明

- 1 入札参加資格がないと認められた申請者は、市長に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
 - イ 提出場所 上記第3に同じ
 - ウ 提出方法 書面(様式任意)は持参又は郵送によるものとする。
- 2 回答は、1のアに規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

第10 入札の日時及び場所

1. 入札日時 平成31年 3月20日(水) 14時
2. 入札場所 宇佐市立南部学校給食センター 会議室
宇佐市安心院町矢畑444番地
電話番号 0978-34-2662

第11 入札の方法

1 入札等

- (1) 入札書は、本公告に示した日時に、入札会場において入札執行者の指示により、入札箱に投入しなければならない。
- (2) 入札執行者の入札開始宣言までに入札会場に入室していない者は、入札に参加することはできない。
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- (4) 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
- (5) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

2 入札の開札及び再度入札

- (1) 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。
- (2) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、再度の入札執行回数は、1回限りとし、落札候補者がいない場合

は随意契約、又は指名替えに移行するものとする。

(4) 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者に限る。

3 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

(1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を定める。

(2) 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

4 入札の辞退

(1) 申請書等を提出した者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 申請書等を提出した者が入札を辞退するときは、入札辞退届(様式第5号)を契約担当者等に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)するものとする。

(3) 入札を辞退した者は、特別な場合を除き、以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

5 公正な入札の確保

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為をしてはならない。

(2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

6 落札者

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1) 入札者としての資格のない者のした入札

(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札

(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

(7) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

(8) 設計図書購入を入札参加要件としている場合において、設計図書購入確認票を提出しない者のした入札

(9) 申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

第13 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）、契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 落札候補者は、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- (3) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、次のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消を行うことができるものとする。
この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
ア 宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき
イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (4) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が（3）に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (5) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (6) 開札から契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (9) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (10) 消費税及び地方消費税の税率改正が施行された場合は、改正税率にて変更契約を行うものとする。